

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 汚泥焼却設備補修工事（その２）

狭山水みらいセンターの焼却炉設備工事は、株式会社荏原製作所と株式会社神戸製鋼所の２社 **JV** の施工で納入されたものである。

２社 **JV** それぞれの施工内訳は、株式会社荏原製作所が焼却炉本体部分を施工し、株式会社神戸製鋼所が焼却炉設備の排ガス処理部分を施工したものである。

本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている汚泥焼却設備のうち、株式会社神戸製鋼所が施工した空気圧縮機用除湿器外が経年劣化により不具合が発生しているため、不良部品の取替を行い、本来の機能を回復させるものである。

当該設備は、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作・据付されたものあり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社神戸製鋼所から事業承継した株式会社神鋼環境ソリューション（神鋼環境メンテナンス株式会社へ業務移管後再度事業を譲受）以外にないため、大阪府との契約窓口である同社大阪支社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第６２条関係第２項第１号の規定により、比較見積を省略することとします。